

## 令和2年度第4回鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画

### 策定委員会（会議概要）

- 日 時 令和3年2月22日（月）午前10時～午前11時50分
- 会 場 鶴岡市総合保健福祉センターにこゝふる 3階 大会議室
- 次 第
  - 1 開会
  - 2 あいさつ
  - 3 議事
    - (1) 鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2020」（案）について
    - (2) 第3次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2020」（案）について
  - 4 その他
  - 5 閉会
- 出席委員  
板垣壯典、伊藤和美、小野寺寛、金内弘子、木津美加子、佐藤静夫、庄司敏明、渋谷俊美、白幡康則、須藤賢三、瀬尾忠衛、武田憲夫、難波玉記、廣瀬大治
- 欠席委員  
石向美香
- アドバイザー（オンライン参加）  
特定非営利活動法人日本地域福祉研究所副理事長 宮城孝  
特定非営利活動法人日本地域福祉研究所事務局 張 夢瑤
- 市側出席職員  
健康福祉部長 渡邊健、地域包括ケア推進室長 佐藤清一、健康福祉部参事兼福祉課長 齋藤秀雄、長寿介護課長 天然せつ、子ども家庭支援センター所長 熊坂めぐみ、藤島庁舎市民福祉課長 長谷川郁子、羽黒庁舎市民福祉課長 佐藤美香、榎引庁舎市民福祉課長 前田郷子、朝日庁舎市民福祉課長 成沢真紀、温海庁舎市民福祉課長 武田綾子、健康課主幹 古川浩明、子育て推進課課長補佐 五十嵐亜希、地域包括ケア推進室調整専門員 佐藤正、地域包括ケア推進室調整専門員 帶谷友洋
- 市社協側出席職員  
会長 山木知也、常務理事 伊藤周一、事務局長 佐藤豊継、地域福祉課長 佐藤幸美、生活支援課長 佐藤律子、藤島福祉センター長 押井新一、羽黒福祉センター長 本間とし子、榎引福祉センター長 蓮池妙子、朝日福祉センター長 奥山和行、温海福祉センター長 本間さなえ、地域福祉課係長 河崎有紀、地域福祉課主任 今井直子、地域福祉課主任 五十嵐貴明、地域福祉課主任 眞坂英明、地域福祉課主事 齋藤美羽

- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者の人数 0人

## 1. 開会

### (進行)

本日、石向美香委員が欠席、瀬尾忠衛委員と廣瀬大治委員からはご都合により遅れる旨事前にご連絡を頂戴している。次に委員会の成立について、委員会設置要綱第5条第2項の規定より委員の半数以上の出席が必要とされているが、現在12名の出席をいただいているので本委員会は有効に成立したことをご報告申し上げます。

また、本日は計画策定に当たって助言・指導をいただいているNPO法人日本地域福祉研究所 副理事長で法政大学 現代福祉学部教授の宮城孝先生、同じく日本地域福祉研究所の張夢瑶先生からオンラインでご参加いただいている。

## 2. あいさつ

### (委員長)

1月27日に第3回の策定委員会を開催し、テーマ別部会の意見や専門職のヒアリング、各種アンケートの調査結果を踏まえ、重点課題や取り組むべき施策の基本的な方針について事務局が整理した案にご意見をいただいた。4回目となる本日の策定委員会では、これまで議論いただき取りまとめを進めてきた地域福祉計画及び地域福祉計画の原案について協議する最後の委員会となる。前回までの原案から、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、具体的な施策の入れ込みに伴う再整理や表現整理を行い、今回修正案として提案されている。計画案について委員の皆様からご意見をいただくとともに、議論を尽くしてより良い計画となるよう協議を進めたい。

今後の日程については後程事務局より説明していただくが、計画案完成後は市及び市社協内でそれぞれの手続きを経て、年度内に策定予定となっている。本日はその成案に向けた活発な議論をお願いしたい。これからの鶴岡の福祉を推進する大変重要な会議であるので、委員の皆様のご意見の賜りをお願いしたい。

## 3. 議事

### (1) 鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2020」(案)について

#### (市事務局)

鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2020」(案)についてご説明する。

内容については、時間も限られていることから本日配布しているカラー刷りの資料にてご説明する。

はじめに、今回の計画の特徴について、4点説明する。

1つめが、国が掲げる「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」。本計画の基本理念は、「安心すこやか 福祉で共生のまちづくり 鶴岡」を掲げている。これは国連のSDGsの理念でもある「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現と、また、それを実現する17の国際目標(ゴール)を踏まえた設定となっている。

2つめが、各地域包括支援センターの担当地域による「日常生活圏域による個人や困りごとに対する包括的支援体制の整備」。これは第2次鶴岡市総合計画の未来創造プロジェクトに掲げています「全世代全対象型地域包括ケア推進プロジェクト」を踏まえた取組。具体的には、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、8050問題や育児と介護のダブルケア、ひきこもりなど複合的な課題を抱えた個人や世帯に対する属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制の整備を図る。

3つめが、コロナ禍に対応した保健福祉の取組。今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民の生活はもとより、社会、経済の様々な面に大きな変化をもたらしなお進行中の事態だ。今後もその動向を注視しつつ、ウイズ・コロナ、アフター（ポスト）・コロナに対応した健康増進、介護予防、ボランティア活動、地域福祉活動の支援、推進」を掲げている。

4つめが、地域医療を取り巻く環境の変化への対応。新たに地域医療に関する基本方針を新設し、医療と介護の連携推進による地域包括ケアの拡充、看護師などの医療従事者や介護人材の確保と養成を盛り込んだ。

続いて、基本方針と重点課題、主な施策の方針をまとめた資料。ピンクに塗られたものが、基本方針1、2及び9が今回新たに盛り込んだもの。重点課題とそれに対応する施策の方針が掲げられている。

次に、前回の策定委員会や書面にて委員の皆様から頂戴したご意見、庁内検討会及びワーキングでの意見を踏まえた主な修正点について説明する。

担い手の確保方策の検討、民生委員・児童委員に関連した意見については、基本方針3、施策の方針の「担い手及び地域リーダーの発掘・育成」に民生委員・児童委員の成り手不足に対応する取組の実施を加筆するとともに、新たに「地域コミュニティの持続可能性を高める活動への支援」と「地域課題の解決に向けた外部人材の活用」を新たに加筆した。子どもの貧困や貧困の連鎖を断ち切るための取組に対するご意見については、基本方針5、施策の方針の「子ども・子育てや若者に関する相談・支援の拡充」に低所得やひとり親などの子どもに対する学習支援及び進学・就職に当たっての各種制度活用等の情報提供や相談支援の強化を追記した。

また、子育て施策との連携についての意見については、基本方針5の重点課題に現状等を加筆するとともに、施策の方針の「子ども・子育てや若者に関する相談・支援の拡充」に保護者の多様な働き方、多様な保育ニーズに対応した環境の整備や事業の充実を加筆した。基本方針8の災害分野においては、施策の方針に災害時に備えた個別支援計画の作成推進のみならず、被災した人に寄り添いその後の支援を計画する「災害ケースマネジメント」体制の構築のための取組を加筆した。

虐待について、児童以外の高齢者、障害者も入れるべきではとの意見については、基本方針6の施策の方針「虐待や家庭内暴力等の予防と啓発の推進」に高齢者・障害者虐待防止の取組を加筆した。

また、基本方針1の施策の方針「(仮称)地域福祉ワーカーの配置による早期発見・早期対応の促進」については、お示した「日常生活圏域単位による個人や家族の困りごとに対する包括的支援体制」のイメージ図において、現場レベルで(仮称)地域福祉ワーカー(コミ

ユニティソーシャルワーカー)の想定される実際の動き等について、市社協と協議を行った。その他、わかりづらさや表現の適切性についての指摘は、該当箇所について、文言の修正等を行った。

また、言葉の定義についてのご意見については、計画書案の目次の一番下にも記載しているが、成案後に現在の計画書と同様に用語説明のページを加える予定。

今後のスケジュールは、本日の策定委員会を踏まえ、今月中に第2回目となる庁内検討会、3月中旬に議会説明の後、パブリックコメントを実施し、3月末には策定というスケジュールで進めて参る。

## (2) 第3次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2020」(案)について

(市社協事務局)

第3次鶴岡市地域福祉活動計画(案)についてご説明する。

市社協の策定する地域福祉活動計画は、市が策定する地域福祉計画の内容を踏まえた行動計画としての側面があるため、第3回策定委員会での市の計画案の提示を受け、本日の地域福祉活動計画案のお示しとなった。

7ページは第1章の計画の策定体制、次ページに各種調査を記載している。これら各種調査等の結果については、市とともにまとめ、別冊として作成予定である。各種調査等により見えてきた背景や課題を基に、活動目標、活動項目として取り組む内容を検討しているので、その基となったご意見を第2章の一部ではあるが掲載している。

次に10ページは、基本的な視点として4つ掲げている。第3回策定委員会では委員からこの4つの視点の順番についてのご意見をいただいていた。4つの視点に番号を入れているものの、この4つの視点については最初にどの視点に取り組むか、というよりも、この4つの視点が循環しているというイメージとしている。

13ページは、近年の地域福祉の動きとして地域共生社会の実現について記載している。人と人、人と資源がつながり、ひとり一人が安心して暮らせる地域を世代や分野を超えて共につくっていく地域共生社会の実現が求められている。

14ページ 15ページは4つの視点が観覧車のようにゆっくり循環しながらまた絡みあいながら「おだがいさまのまちづくり」をするイメージを表している。

18ページは計画の体系で、第3回策定委員会でご説明した通りだが、委員からご意見をいただいた基本的な視点の「認めあい」では、お互いの「立場」ではなくお互いの「違い」を認める、という意味として修正している。

次に22ページからは第2章。この計画は、誰が見てもわかりやすい表現にした行動計画としている。

また、今回の計画のポイントとして、「活動目標1 困りごとを一人で抱えない」がある。現状と課題では、「様々な要因により住民同士の関係の希薄化」「福祉の相談窓口が細分化されどこに相談して良いかわからない人がいる」「日頃からの声かけや見守り、連絡体制づくりの必要性がある」「複雑多様化する課題には、専門職のチームアプローチの必要性がある」「身近な相談相手である民生委員の役割は多岐にわたりなり手不足の課題がある」とい

たものがある。

この計画策定にあたり、いただいたご意見としては、「ひきこもりの人が身近にいても、どこに相談すればいいかわからない」という策定委員会でのご意見があった。

こうした、現状と課題や様々なご意見に基き、「活動目標 1 困りごとを一人で抱えない」とした。この活動目標を達成するために右側のページにある「活動項目①気軽に相談できる環境づくり」と「活動項目②地域と共に考える相談体制づくり」を挙げている。

「活動項目①気軽に相談できる環境づくり」では、市社協は記載している2つの項目に取り組む。

市社協では、隔月で広報を全戸配布しているの、参考となる各地域の福祉活動や相談窓口の周知、ホームページなどの活用、また、パンフレット等を届けるなど、多様な形で情報が得られるような工夫をすることにより、情報が届かず、どうしてよいか困っている人への支援を行う。

「活動項目② 地域と共に考える相談体制づくり」では、市社協が取り組むこととしては記載の2つの項目を挙げている。2つ目については、市社協では2層エリアごとに相談支援を担当する(仮称)地域福祉ワーカーを配置し、生活のあらゆる相談を受け課題解決の方法を検討することを掲げている。

前回の策定委員会でのご意見では、「困りごとが深刻化してから、土壇場になって相談して表面化することが往々にしてある。実践の場面では、より市民に伝わりやすいように実践してもらいたい」ということがあった。

また、この計画策定にあたり民生委員や町内会長等へアンケート調査を実施したところ、多くの住民の相談を受けておられることを改めて認識した。

今後も、役割が多岐にわたり、なり手不足も懸念される民生委員等が安心して活動するためにも、我々市社協職員がつながりを深めて地域住民の「困った」「心配だ」ということに対して、連携した支援につなげていきたい。

24 ページでは、「活動目標 2 福祉のこころを育てる」とした。現状と課題では、「地域の中で福祉について共に学びあう機会を作っていくことが必要で、地域住民へ向けた福祉教育の場が必要」といったものがある。

策定にあたりいただいた意見としては、「一般住民を対象とした福祉教育の機会が少ない」「幼少期からの福祉教育の促進が必要」というご意見が策定委員会であった。

また、第3回策定委員会では「福祉の心を育てる」「学校と連携した福祉教育の推進、地域を基盤とした福祉教育の充実が非常に大事だと思う」「幼いころから福祉の心を身につけることで大人になっても福祉の心が自然と出てくる」とのご意見を頂戴した。

それらを受け活動目標2は「福祉のこころを育てる」とした。

それを実現するため、「活動項目③学校と連携した福祉教育の推進」「活動項目④地域を基盤とした福祉教育の充実」を挙げている。

活動目標3以降も、現状と課題及び、策定にあたりいただいたご意見を踏まえて、活動目標とそれを実現するための活動項目を設定している。なお、活動項目は全部で16項目あり、その中の一部に地域の特徴的な取り組みの写真を掲載することで、具体的なイメージを持ってもらおうと考えている。

第2章の最後、37ページでは、地域共生社会の実現を目指した基盤づくりのために市社協が実践することを載せている。活動項目⑩の図には地域共生社会の基盤づくりとして大きく二つの項目、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を掲げている。そのために、丸の中の「アウトリーチの徹底」「相談・支援体制の強化」「地域づくりのための活動基盤整備」「行政とのパートナーシップ」という行動を市社協が実践するというもの。

そして、この計画を着実に実践することにより、5年後には「おだがいさまのまちづくり」の基本理念が広く浸透するようにとしたいと考えている。

39ページからは、各地域で策定された「地域支え合いプラン」の概要を載せる予定。その後は、資料編となっている。策定委員名簿の次ページを空白としている部分には、今後の地域福祉を推進するために委員お一人お一人の「思い」を一人あたり150文字程のメッセージを掲載させていただきたいと考えており、後日改めてご依頼させていただく。

今後の完成までのスケジュールとしては、本日の策定委員会での皆様のご意見、後日の提出を依頼している意見書などのご意見を基に計画案を修正し、3月中には最終の計画案として委員の皆様へお届けする予定。その後内部で検討の上、完成した後には印刷製本し、委員の皆様へお届けする。

(委員長)

ただいま事務局より資料の説明をいただいた。ここで、本日オンラインでご参加いただいている宮城孝先生から総括コメントをお願いしたい。

(宮城孝副理事長)

これまで、事務局とは13回にわたる打合せやアンケート調査をはじめ文案を検討してきた。これまでの計画づくりの姿勢としては、地域の変化、住民の課題等を把握するためにヒアリング、直接住民の方々の声を聴く形でやってきたが、今回はコロナの影響で町会・自治会に直接訪ねることができなかった。しかし、13回にわたる打合せをこのZoomでやってきた。かなりのことはできたことを付け加えたい。

3月11日に東日本大震災から10年を迎える。2010計画の時は、作ってすぐに大震災が起きた。今回は世界に影響を与えるコロナの真ただ中で計画を作ることになった。ワクチンによる収束の期待が高まっているが、まだまだ時間はかかるだろう。また、これから大きな課題が顕在化してくるだろう。私は法政大学多摩キャンパスの学生部長をしているが、キャンパスに通う9,000人の学生の安全、友達作り、サークル活動といったものをどう確保していくか日々悩んでいるところだ。

このコロナの影響で、これまで福祉にお世話になったことがない自営業、飲食業、旅館、タクシーの事業者、パートなど、特に女性などに非常に大きな影響が出ている。これはこれまで経験したことがない。どうしてもワクチン頼みになっているが、これがいつ終わるか。しゅうそくには、「終わる」と「収まる」の2つの漢字の“おわる”がある。ワクチンの効果も科学的には実証されていない。どの程度の期間効くのかもわかっていない。ということを考えると、毎年冬場はインフルエンザに代わってこのコロナが感染するかもしれない。毎年11月中旬から3月ぐらいまで、人が集まって交流する、事業・活動は4、5年はできにくくなるだろう。まさにこの計画はウィズコロナの時代の中でどうしていくか。今後、計画の進

捗をどう管理していくか。ウィズコロナの時代で皆さんがお互いに知恵を持ち寄って鶴岡の地域福祉のあり方を建設的に話し合っ、検討してほしい。

今回の大きなポイントは、今まで鶴岡は厚労省が提案している包括的な支援体制を旧4町村で実験的にやってきた。これにより一定の成果をあげてきたと聞いている。しかし、どうやって全世代全対象型のこの地域包括ケア、分野を超えた縦割りで支援を行っていくか。今回の2020計画はこれにチャレンジしていく。これが日常生活圏域単位でどう包括的支援を行っていくかが問われている。これは、すぐに結果が出るとは思っていない。社会福祉は長い時代、児童、障害、高齢、生活保護、困窮と別れて戦後しばらくやってきた。地域包括支援センターの職員がすぐに児童虐待、発達障害に対応できるとは思っていない。複合的な課題に対してソーシャルワーカーが住民から通報を受けて、みんなで持ち寄って親御さんには誰が担当する、子どもには誰が担当するという、住民を含めたチームアプローチというか、それを人口規模が大きい旧鶴岡市内でどう創っていけるかがポイントだ。またこれはプロセスが大事だ。そして、その必要性を関係者が認識する。まず、顔と名前が一致する。お互いの持っているものを認め合う、実際の事例で協力し合う、効果を認識し合うなど。プロセスが大事だ。そのあたりのモニタリング、進行管理が大事だ。たんなる文書だけではなく、不断にそのあり方を検証することが大事だ。例えば、若い世代はSNS、オンラインが主流となっている。若い世代はテレビを見ていない。スマホばかりだ。世代によってコミュニケーションツールが違う。そういう意味では社協もコロナの時代を踏まえた選択的、多様なコミュニケーションを検討していかなければならない。こらかも知恵を出し合っしてほしい。大橋先生からも今回の計画に対しコメントをいただいている。今回は時間の関係で紹介しないが、それも踏まえ最終案としていく予定だ。

(質疑)

(委員)

地域福祉計画について、33 ページに「公的保証人制度の整備」について記載していただいたのは喜ばしいことである。一人暮らし高齢者はこれから増え、事情があっ兄弟の支援が得られずアパートを借りられないといった人も増えていくと思われるので、この公的保証人制度の整備は重要になってくる。次期計画の大きなポイントの一つであると思う。

9 ページの進行管理について中間年での進行状況の点検とあるが、いつ頃をイメージしているか。

(市事務局)

現行計画同様に3年目を中間年とする予定。

(委員)

3 ページの社会福祉法第107条-3に、市町村は「定期的に」計画の調査、分析、評価を行うよう努めるとある。「定期的」というのは一般的には毎年ではないのか。5年後の次の計画に向けての意見だが、進行管理について間違っイメージを持っていないか。監査型ではなく伴走型の進行管理のための委員会を持ち、我々も行政と一緒にっ計画を進めていこうという姿勢が必要だと思う。計画は膨大な量になるので、5年間の作業工程表をそれぞれの部署がつくらないといけないと思う。

11 ページの専門職アンケートの回答数は何件か。

29 ページの「引きこもり」の表記について、平仮名表記「ひきこもり」が一般的と思われる、前計画でも平仮名表記だったので、確認いただきたい。

41 ページの「福祉団体等と連携」の部分で、福祉団体等に保護司も含まれていると思うが、個別に明記した方がよいのではないか。

次に地域福祉活動計画について、11 ページの計画の進行管理について、PDCA サイクル、年1回の評価・点検の考え方は素晴らしいと思う。

第1回策定委員会では、身寄りのない方の生活支援（生前及び死後事務）の事業化についての検討の話が挙がっていたが、今回の計画には出てくるか。

（市事務局）

進行管理については、社会福祉法第107条に定期的に評価するよう努めるとあるので、中間年に一度にまとめて監査型の評価をするのではなく、5年間の中でスケジュール感を持ってどのように進めるか、各課と協議して検討していく。

専門職向けアンケートの回答数は80の事業所に依頼し計177名の回答をいただいた。

「引きこもり」の表記は、厚生労働白書等でも委員ご指摘のように平仮名表記「ひきこもり」になっているので、平仮名に統一していく。

（市社協事務局）

進行管理については、現在の進行管理の課題を踏まえて毎年実施していきたいと考えている。市社協の理事、各課各部署やワーキンググループの職員と見直し等評価していきたい。

身寄りのない方への生活支援の事業化に関して、身寄りのない方への支援については次期計画には具体的には記載はしていないが、権利擁護体制については地域福祉活動計画（案）35 ページの活動項目⑬に記載しており、身寄りのない方への支援についての課題認識は持っているため、今後も市社協内で継続して検討していきたい。

「引きこもり」の表記は市社協でも平仮名表記に統一していく。

（市事務局）

地域福祉計画41ページには委員ご指摘のように「保護司」も加えて表記する。

（委員）

地域福祉計画31ページの発達障害に関する部分について、H28年の法改正が本文に反映されていないようだが、その点について確認しているか。H16年に発達障害関係の法律が成立した際は早期発見早期療育を掲げていたが、H28年の法改正では大人の発達障害の問題が掲げられている。「(2) 発達障害児・者への相談・支援機能の拡充」の2項目目については、「入学や卒業、就職などそのライフステージに応じた」とあり、障害児に向けた表記になっている。20歳～30歳の発達障害の方への支援は、幼児期から発達障害の支援を受けてきた方よりも、支援が大変な実態がある。発達障害の支援というのは、幼児期からずっと続くだけでなく、その時々で判明するものであるため、この部分の表記を改善してほしい。「医療機関や教育機関、または療育センターや児童相談所などの関係機関、関係部局が連携」とあるが、ハローワークや福祉施設等が入っていない。記載詳しくは後日意見書にて提出する。

発達障害は支援法ができてまだ20年で、まだ広く理解されていない部分もあるだろう。各機関との連携をする際に、鶴岡市として発達障害の支援をどうしていくかの基本方針がないと、相談された部局によって考え方が変わってしまう。鶴岡市としての基本方針を検討

してほしい。鶴岡市は幼児期の発達障害の支援については県内でも優れた実践をしているおり、特別支援教育についても早め早めの支援をしている。不足しているのは18歳以上の高校生、専門学校生、大学生など大人の発達障害への対応が弱いと思う。鶴岡市の発達障害の実態に合わせて今後5年間どうするか、年次計画を立てていく必要があるだろう。

(市事務局)

20歳を過ぎた方への発達障害にも対応するような形で、ハローワークや福祉施設などの文言も盛り込ませていただく。発達障害の基本方針については、関係課と協議しどのようにすべきか検討する。

(委員)

地域福祉計画45ページに「技師」という表記があるが、医療従事者の立場としては「医療専門職」と表記していただいた方がよいと思う。

(市事務局)

そのように修正する。

(委員)

今後行政の様々な分野でデジタル化が進められていくのだろうと考えているが、地域福祉計画18ページに「ICT弱者などに、スマートホンやタブレットの利用に関する講習会」の実施とあるが、講習を受けても不慣れな方は大勢いると思うので、スマホ等に不慣れな方がサービスを受けられないような状況にならないよう配慮する旨の一文を計画に入れていただければと思う。

(市事務局)

表現の適切性を改めて検討させていただく。

(委員)

地域福祉活動計画10ページにある基本的な視点はそれぞれが重要なものだと思う。都会だけでなく、鶴岡でも隣近所の交流が希薄で周囲のことがわからないという状況が出てきている。取り組んで行くにあたって、お互いのコミュニケーション、互いを知ることなどが大切である。コミュニケーションをとる多くの機会をつくってほしい。

11ページの進行管理について、毎年の評価は大変な仕事だと思うが、変化の激しい時代にあって、この振り返りをしていくことで計画の実効性が出てくると思うので、是非進めてもらいたい。また、この計画が市民と共有して実践できる計画であってほしいと思う。

昨年宮城先生にも出席いただき、社会福祉法人の公益的な取組について懇談会が開かれた。私としては、法人内でも地域貢献の意識は今一つ高まっていないように思われ、課題と認識している。少しずつ貢献活動を実践していく中で、意識が醸成されてくるものと思う。社会福祉法人として地域で役割を果たせる部分もあると思うので、今後宮城先生、行政、多くの団体の方からもご指導いただきながら進めていきたい。

(市社協事務局)

市内でも孤独死の方がいる実態は把握している。身近なところでの関わり合いの仕組み等つくっていければと思う。

公益的取組については、今年度はコロナの影響もあり連絡会の活動は難しかった。今後は身近な範囲での取組についても検討していきたい。

(市事務局)

地域福祉活動計画 24 ページの地域公益について、委員がおっしゃるとおり H28 年の社会福祉法人制度改革により地域における公益的な取組が社会福祉法人の責務として法律上明確に位置付けられとなっているが、市は所轄庁として社会福祉法人の自主自立性を尊重する立場から、具体的な方向性を示すなどはできないが、市社協等の法人連携の取組等に参加させていただきながら、事例の情報提供をさせていただくなどして地域における公益的取組が広がっていくように推進していきたい。

(委員)

この計画をやるかやらないかが重要だ。相談してくださいと言って、アピールして、相談に繋がっても、結局何も手を尽くせませんでしたということは住民としても不満だ。私も相談職だが、皆さんの意見も聞いて今回は個人的にも大変勉強になった。わかりやすい表現と言っているが、例えば、基本方針の「日常生活圏域単位」という言葉を聞いただけで、どこだと思ってしまう。あと、地域福祉活動計画の 31 ページに近隣の人たち、各地域の小地域など「地域」、「地域」と出てくるが、どこの地域かと思ってしまう。実行するには、実働する人たちの働きかけるための基礎知識が重要だ。その点でも学び合いも重要だ。あと気づいたところは後ほど書面で送りする。

(市社協事務局)

31 ページに「地域」、「地域」と何度も出てくるので、実働する人たちにとって、わかりやすいようにしたい。12 ページのところから 1 層から 5 層までの地域をお示ししたところではあるが、なお検討する。

(市事務局)

基本方針の「日常生活圏域」については、文言からイメージできるような表現に改められないか検討する。

(委員)

地域福祉計画の概要ペーパーで、「日常生活圏域単位」という表現が私もわかりづらい。また、「育児や介護のダブルケア」と記載があるが、それがどこが対応するのかわかりづらい。私は、恐らく計画書の 27 ページの部分の(3)「こころの健康づくりとの拡大と自殺予防対策の推進」のところの「仕事・家事・育児・介護等についてお互いのサポートが大切であることを周知します。」というところにつながってくるとのだと思うが、計画書の中にまったく見えてこない。コロナで女性の自殺が増えている。私のところにも子どもの貧困、フードバンク、フードパントリーの話もくる。育児と介護のダブルケアに関する働きかけが見えてこないで教えてほしい。

(市事務局)

育児と介護のダブルケアを含めた複合的な課題に対してどう支援していくのかということに関しては、14 ページの(2)複雑・複合的な課題を抱えた個人や世帯に対する(仮称)地域生活支援会議で複雑・複合的な課題を抱えた世帯については、こちらの生活支援会議でケース検討を行う。世帯全体の支援プランを作り、それに基づいて、場合によっては伴走的に支援するイメージだ。

(委員)

今困っているんだというケースに関しては会議にかけてから支援することになるのか。とっても遠回りな気がする。例えば、各支援センターの方が現状を理解してこんなケースがあるんだと持ち寄って介護に繋げたりするのか。市で会議を持つのか社協で持つのかでも違うと思うが。支援は待ったなしだ。動きが見えない。流れは大事なものだと思う。スピード感が大事ではないか。

(市事務局)

それぞれの既存の相談支援機関の取組を活かしながら、何か新たな相談窓口をつくるのではなく、生活支援会議では単一の支援機関では解決につながらない又は支援が行き届かないケースに対して支援の検討を行い、包括的に支援するイメージだ。誰が招集するのかということに関しては、現在は市が招集することを考えているが、会議の持ち方、事業の詳細については検討中だ。

(委員)

市の計画について、全体的に人材育成というのが少し弱いイメージだ。私は地域の立場で委員会に出席しているが、この計画に書かれたことを、これを地域でひとつずつ実践していくにはどうしたら良いのかと今思っている。体系図を見ると人材育成が少ない。地域のなかで、基本方針3「住民主体による地域の特性を活かした支え合いの推進」の重点課題「住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備」の施策(1)住民主体による地域支え合い活動の拡充」とあるが、これを基本的に言うと人材育成以外にはない。地域で進めるには強力な人材が必要だ。どの成功例もすべてそうだ。素晴らしいリーダーがいて、素晴らしい実行力のある人がいて、地域でそれをリードしていく。必ずそういうことになっている。人材育成について、もう少ししっかりとした表現、項目がほしいと思った。計画22ページにある(4)に4つほど掲げられているが、これをもう少し具体的に、本当に人材を育成するものとしてほしい。地域で悩んでいる人がいれば、こういう人がこうして支援するということは書いてあるが、支援をする人の育成をどうするかという点が薄い。

前回も申し上げたが、学校教育の方で子どもたちに幼いうちから福祉についての教育をする必要があると思う。先日、防災の研修会で、津波・地震の時に学校でこうするという教えがあり、子どもと親が別々に避難すればいいという親と子どものコミュニケーションができていて、被害にあった人が誰もいなかったという地域があったという事例が紹介された。ひるがえって、福祉でも幼い、幼少期から心の触れ合いだとか、助け合いとか、人格、心の寛容をすることが大事だ。やはり、家族一緒にあって考えられる幼少期、小学生・中学生の時の教育が一番だと思う。人材育成のところを市の方でもう少しインパクトのあるものにして欲しい。

(市事務局)

計画書22ページの人材の育成の書きぶりについては再考する。福祉教育の実践は、支援をする人の人材育成にも含まれるので、福祉教育、大人の福祉学習について加える。

(市社協事務局)

福祉教育のところ、学校教育、地域での学びというところで、活動計画書の24、25ページのところに記載している。市社協の大きな役割のひとつが福祉教育と考えている。それが人材育成にもつながると思っているので、福祉教育を進めていきたいと思っている。

(委員長)

今回の原案について様々なご意見をいただいた。本日資料として配布している、鶴岡市の福祉アドバイザーである大橋謙策先生からのコメント等を踏まえ計画の修正作業を行っていく。

なお、本日が最後の策定委員会となるので、最終調整については原案を事務局で取りまとめ、私が確認させていただくという形で、私に一任させていただきたいと考えているが、皆様いかがか。

(異議なし)

(委員長)

最終調整後、事務局より修正案を委員の皆様へ送付するので、ご確認をお願いします。以上で協議を終了する。

#### 4. その他

(特になし)

#### 5. 閉会

(事務局)

鶴岡市渡邊健健康福祉部長、社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会山木知也会長より策定委員への御礼の挨拶。